

マイナ保険証の利用が便利です！

令和6年12月から保険証の交付ができなくなり、病院などを受診される際はマイナ保険証を利用することが通常となりました。

マイナ保険証を利用するには、事前に利用登録をする必要があり、ご自身のスマートフォンや役場町民課、一部コンビニATMなどから手続きすることができます。

〈マイナ保険証のナリット！〉

①本人確認書類になる！

従来の保険証では顔写真がないことから本人確認の際は2点確認が必要でした。

しかし、マイナンバーカードは公的証明書のひとつですので、この1枚があれば簡単に本人確認ができます。

②限度額認定書などの発行の手続きや提示が不要になる！

これまで限度額の適用などを受ける場合には認定証の交付の手続きや提示が別途必要でした。

マイナ保険証を利用すると自動で限度額が適用されるので手続きや窓口での提示が不要になります。

③普段と別の病院を受診しても通院歴やお薬の状況が医師に伝わる！

病院が変わった時などに医師に過去の通院歴や飲んでいるお薬について自分で伝えなくとも把握できるようになるので、伝え漏れなどを防ぐことができます。

④医療費控除がらくちん！

インターネットから確定申告をする際、マイナポータルと紐づけすることで、自動で医療費が計算されるため領収書の添付や保管が不要になり、簡単に医療費控除ができます。

〈マイナ保険証の利用登録をされていない方〉

マイナ保険証の利用登録をされていない方などについては、資格確認書を交付しており、保険証と同様に窓口で提示することで医療保険を適用し受診することができます。

〈マイナ保険証の利用登録解除〉

施設入所や介護、長期入院などにより自身でマイナ保険証を利用することができない場合などには、マイナ保険証利用登録解除の手続きをすることが可能です。

利用登録解除をされた場合は資格確認書を交付します。

なお、利用登録解除の手続きをしてから実際に利用できなくなるまで1～2か月程度時間がかかりますのでご注意ください。

お問い合わせ先：マイナ保険証の利用登録状況について 町民課 ☎47-4681
国民健康保険・後期高齢者医療保険について 福祉課 ☎47-4682